

2020年2月3日
株式会社 鹿児島銀行

規定の改定について

鹿児島銀行（頭取 松山澄寛）は、2020年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、下記のとおり規定を改定いたします。

また、当行は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月9日に預金等共通規定を改定しておりますが、今般、当座勘定規定および外貨預金規定に関しましても下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前から既にお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 民法改正に伴う規定の改定

(1) 改定の概要

①定期預金の満期日前解約の制限の明確化

改正後の民法では、別段の合意がない限り、定期性の預金を満期日前であっても解約できることから、満期日前解約の制限について明確化するものです。

②後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務

改正後の民法では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨定められたことから、後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務を定めるものです。

③規定変更の手続等

改正後の民法により、定型約款に関する規定が新設されたことから、規定を変更する場合の要件や手続について定めるものです。

④みなし到達

お客さまに氏名・住所等の変更があった場合、その旨を当行に届けていただくものとし、当行に届出のあった氏名、住所等宛てに当行が通知した場合、万が一当該通知が延着しまたは到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとして取扱う定めです。

⑤消費者カードローンに関する定め

ア. 資金用途

事業性目的とする資金用途は対象外であることを明記しました。

イ. 期限の利益の喪失事由

期限の利益の喪失事由について見直しを行いました。

ウ. 第三者弁済

弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者から弁済の申し出があった場合、当行は当該弁済についてお客さまの意思に反するものではないものとして取扱う旨定めるものです。

エ. 履行の請求の絶対効化

改正後の民法では、連帯債務者や連帯保証人に対する履行の請求について、別段の合意がない限り、相対効（他の連帯債務者や主債務者等に対して効力を生じない）となるため、履行の請求を絶対効化する（他の連帯債務者や主債務者等に対して効力を生ずる）旨定めるものです。

(2) 改定日

2020年4月1日（水）

(3) 改定内容

対象となる規定及び各規定の改定項目は下記のとおりです。

各規定の詳細については「[新旧対照表（民法改正）](#)」にてご確認ください。

<預金・為替関連>

No	規定名称	改定項目			
		定期預金の満期日前解約の制限の明確化	後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務	規定変更の手續等	みなし到達
1	預金規定集				
1	預金等共通規定		○	○	
2	かぎん期日指定定期預金規定	○			
3	自由金利型定期預金（M型）規定	○			
4	自由金利型定期預金規定	○			
5	変動金利型定期預金規定	○			
6	かぎん積立定期預金「ポケット」規定	○			
7	かぎん積立定期預金「旅行積立らくらく」規定	○			
8	かぎん積立定期預金「年輪」規定	○			
9	かぎん積立定期預金「マイフォト通帳」規定	○			
10	財産形成期日指定定期預金規定	○			
11	財形住宅預金規定	○			
12	財形年金預金規定	○			
2	当座勘定規定		○	○	
3	当座勘定規定（専用約束手形口用）		○	○	
4	かぎんカード規定			○	
5	かぎんキャッシュカード〔法人用〕規定			○	
6	かぎん IC キャッシュカード特約			○	
7	かぎん生体認証 IC キャッシュカード特約			○	
8	かぎんデビットカード取引規定			○	
9	外貨普通預金規定			○	○
10	自動継続外貨定期預金規定			○	○
11	かぎん自動振込サービス取扱要領			○	○

<投資信託・債券関連>

No	規定名称	改定項目
		規定変更の手續等
1	<投資信託・債券>約款規定集	
1	投資信託受益権振替決済口座管理規定	○
2	投資信託定時定額購入サービス規定	○
3	特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式配当等受領委任に関する約款	○
4	自動けいぞく（累積）投資約款	○
5	かぎん電子交付サービスご利用規定	○
6	国債振替決済口座管理規定	○
7	一般債振替決済口座管理規定	○
2	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	○
3	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	○

<カードローン関連>

No	規定名称	改定項目					
		成年後見人等が 法定後見制度の 対象となった場 合の届出義務	規定変更 の手續等	資金使途	期限の利 益の喪失 事由	第三者 弁済	履行の請 求の絶対 効化
1	かぎんカードローン規定		○				
2	カードローン契約条項 (かぎんカードローン)	○	○	○	○	○	○
3	カードローン契約条項 (かぎんカードローンS)	○	○	○	○	○	○
4	MOZECA ローン取引規定	○	○	○	○	○	○
5	かぎん事業者カードローンカード規定		○				

<その他サービス関連>

No	規定名称	改定項目	
		規定変更の手續等	みなし到達
1	貸金庫規定	○	
2	保護預り規定	○	
3	夜間金庫規定	○	○
4	かぎん Web 口座受付サービス利用規定	○	
5	ペイジー（Pay-easy）口座受付サービス利用規定	○	○
6	かぎんでんさいサービス利用規定	○	○
7	かぎん資金振替サービス規定	○	○
8	かぎん eバンクサービスご利用規定	○	
9	かぎん FB サービスご利用規定	○	○
10	かぎん FB-Web サービスご利用規定	○	
11	鹿児島銀行スマートフォンアプリご利用規定	○	
12	かぎんネット申込アプリ利用規定	○	

2. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた規定の改定

(1) 改定の概要

規定改定後は、新規取引開始時に加え、既にお取り引きのあるお客さまにおいても、お取り引きの内容や状況に応じ、お客さまのお取り引きの目的やお客さまに関する情報などを、窓口や郵便などにより再度ご確認させていただく場合がございます。その際、各種確認資料などのご提示をお願いする場合がございます。

また、当行が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取り引きをお断りさせていただく場合がございます。既にお取り引きいただいているお客さまにおかれましては、お取り引きを制限するなどさせていただく場合がございます。

加えて、当行が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取り引きを制限するなどさせていただく場合がございます。

(2) 改定日

2020年4月1日（水）

(3) 改定対象となる規定

当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口用）・外貨普通預金規定・自動継続外貨定期預金規定

(4) 改定内容

各規定の詳細については、「[新旧対照表（マネー・ローンダリング等対策）](#)」にてご確認ください。

(5) 対応するSDGs



目標 16. 違法な資金を減少させ、社会的不正を根絶する

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 CR統括部 経営法務室
マネー・ローンダリング等金融犯罪対策室
TEL：099-239-9927（ダイヤルイン）